

専決処分 of 報告について
(清掃事業用直営車両に係る作業事故の示談処理)

1 事故の発生

令和5年2月27日(月曜日)13時41分頃、新河岸二丁目10番5号都営住宅集積所付近にて可燃ごみ収集作業中、排出されたごみ袋にペンキ容器が混入されていた事に気づかず積み込んだ。積み込まれたごみ袋が圧縮板でプレスされた際、ごみ袋に入っていたペンキ容器が破裂、飛散し、後部に駐車していた車両(ボンネットの一部ほか)に付着してしまった(損害状況は裏面)。

2 損害の程度

- (1) 相手側 物的損害(ボンネット・フロントガラス・バンパー・グリル・左フェンダー・左バックミラー・ワイパー部交換、修復)
- (2) 区側 なし

3 示談の相手方 板橋区成増在住の男性

4 損害賠償額 116,884円

5 示談成立日及び専決処分の日 令和5年4月10日

6 示談の処理

示談金として金116,884円を支払う。

区の契約先損害保険会社を通じて、相手方から区に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、今後裁判上並びに裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求及び訴の提起等を行わないとする「損害賠償に関する承諾書(免責証書(物損用))」の提出を受け示談した。

7 損害賠償金の支払

賠償額は全額、区が契約している自動車損害賠償責任保険から支払われる。

8 事故防止策の実施

事故状況につき翌朝清掃事務所の朝ミーティングにて情報共有、危険予知の注意喚起適正廃棄方法についての周知、啓発を行った。

今後も事故防止の指導を徹底し、事故の発生防止に努めていく。

9 損害状況

